

北九州市債権管理条例に係るパブリックコメント
(市民意見提出手続) の実施結果

1 意見募集期間

平成29年3月15日(水)～平成29年4月14日(金)

2 意見提出状況

- (1) 提出者 5人
- (2) 提出意見数 7件
- (3) 提出方法 持参3人3件、電子メール2人4件
- (4) 提出された意見の内訳

意見の区分	件数
「債権放棄」に関すること	3
「徴収猶予」に関すること	1
「情報の利用」に関すること	1
その他	2
合計	7

3 提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方

No.	意見の概要	意見の区分	市の考え方
1	非強制徴収債権の債権放棄には厳格な要件を設けるとあるが、それには市外への転出者は含まれるのか。転出先の確認や追跡を行って欲しい。	債権放棄	非強制徴収債権の債権放棄については、厳格な要件に該当した場合に限りできるようにすることとしており、市外転出であっても、転出先の確認や転出先への催告などは当然行っていきます。
2	生活に密着した行政サービスを受けたにもかかわらず、滞納件数が多いことは納得できないところがある。どうしても回収できない債権については、債権放棄は仕方がないが、費用対効果を考え、工夫して回収して欲しい。	債権放棄	非強制徴収債権について、厳格な要件に該当した場合に限り、債権放棄ができるよう定めることとしています。 債権回収においては、費用対効果を考え、工夫して回収していきたいと考えています。

No.	意見の概要	意見の区分	市の考え方
3	明らかに回収の見込みがない債権の放棄は仕方がないが、契約が継続している債権の放棄は、原則として行わないで欲しい。	債権放棄	非強制徴収債権について、契約が継続していても、厳格な要件に該当した場合に限り、債権管理業務の効率化や債務者を法的に不安定な立場に置かない観点から、債権放棄ができるよう定めることとしています。
4	債務者の情報の共有化については、債権放棄だけでなく、徴収を猶予する場合にも適用してはどうか。	徴収猶予	徴収猶予を行うことができる強制徴収債権間については、財産情報の共有が図られていますが、今回、徴収猶予の要件の規定を統一し、適用範囲を広げることとしています。
5	資産を有しながら滞納を繰り返すような悪質な滞納者に対しては、情報を共有化して、市の債権をまとめて裁判を起こすなど効率的な徴収を行って欲しい。	情報の利用	強制徴収債権が保有する、債務者についての各種情報は、債務者の同意を前提に、債務者の利益となる場合に限って、他の債権の整理回収に利用することができるよう定めることとしています。
6	大阪市が弁護士に委託して学校給食費の回収を図る記事を読んだが、北九州市も高額滞納などに絞り込んで、実施してはどうか。	その他	本市では現在、弁護士による徴収アドバイザーを設置し、債権回収に係る法律面の助言を受けていますが、今後は、弁護士への回収業務の委託等についても研究します。
7	以前、亡くなった親族の税金について裁判所で相続放棄の手続を行ったが、非強制徴収公債権でもこの手続で問題ないのか。適用されるのか。	その他	相続放棄をすれば、初めから相続人とならなかったとみなされ、非強制徴収公債権を始めとする全ての債権について、適用があります（民法939条）。

4 今後のスケジュール（予定）

平成29年6月議会 議案上程

平成 29 年 3 月 13 日
財政局税務部徴収企画課

北九州市債権管理条例に係るパブリックコメントの実施について

市の有する全ての債権（金銭債権）を対象とした債権の管理に関し必要な事項を定める「北九州市債権管理条例」の制定を検討しており、下記のとおり市民意見を募るもの。

記

1 意見募集の期間

平成 29 年 3 月 15 日（水）～4 月 14 日（金）

2 意見募集の周知方法

市政だより（3 月 15 日号）及び市ホームページ（3 月 15 日～）

3 意見提出の方法

- ・電子メール
- ・ファクシミリ
- ・郵送又は持参

4 意見募集内容の閲覧等の方法

（1）市ホームページへの掲載

（2）説明資料の配布場所

- ア 本庁舎 財政局徴収企画課
市民文化スポーツ局広聴課
- イ 各区役所 総務企画課

5 北九州市債権管理条例案の概要及びパブリックコメント用説明資料

別紙 1 『北九州市債権管理条例案（概要）』

別紙 2 『「北九州市債権管理条例案」（骨子）に対する意見募集について』

北九州市債権管理条例案（概要）

（1）目的

市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図ることを目的とする。

（2）定義

条例で使用する「市の債権」、「強制徴収債権」、「非強制徴収債権」、「市長等」の用語について、条例上の意味を定める。

（3）他の法令との関係

法令等に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理についてはこの条例により処理することを定める。

（4）市長等の責務

市長等の市の債権管理についての責務を定める。

（5）台帳の整備

適正な債権管理を行うためには、債権に関する正確な記録が必要で、そのための債権管理台帳の整備を義務化する。

（6）徴収猶予

税の制度にならい、強制徴収債権について、震災、風水害、火災その他の災害や盗難、本人・親族の病気や負傷、事業の休廃止、事業での著しい損失が発生した場合、申請により、一定期間納付を猶予する制度を作る。

（7）債権放棄

非強制徴収債権のうち定型的な債権について、徴収することができないと認められ、厳格な要件に合致した場合は、放棄することができることを定める。

また、債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないことを定める。

（8）情報の利用

債務者についての各種情報を、債務者の同意を前提に、債務者の利益となる場合に限って、他の債権の整理に利用することができることを定める。

（9）規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることを定める。

「北九州市債権管理条例案」(骨子)に対する意見募集について

現在、北九州市では「北九州市債権管理条例(以下、「条例」と記載します。)」の制定について検討しています。

条例は、市の債権(金銭債権)の管理方法について、市組織全体の取扱いを定めるものです。

下記にその骨子を記載しています。これらのうち、「5 条例の制定方針」以下の内容について、ご意見をお寄せください。

1 条例制定の趣旨

この条例で債権とは、金銭債権を指します。

「金銭債権」とは、金銭の給付を目的とする権利のことで、北九州市の保有する金銭債権には、市税、国民健康保険料、介護保険料、水道料金、市立病院診療料、行政財産目的外使用料、各種手数料など多種多様なものがあります。

金銭債権が発生してから消滅するまでの一連の事務処理を「債権管理」といい、具体的には、台帳への記録、収納状況の管理、滞納になった場合の督促や催告、滞納処分・強制執行、徴収の緩和措置等の手続全体を指します。こうした債権管理を適正に行うことにより、市の収入確保による財政の健全化と市民負担の公平性の確保が図られます。

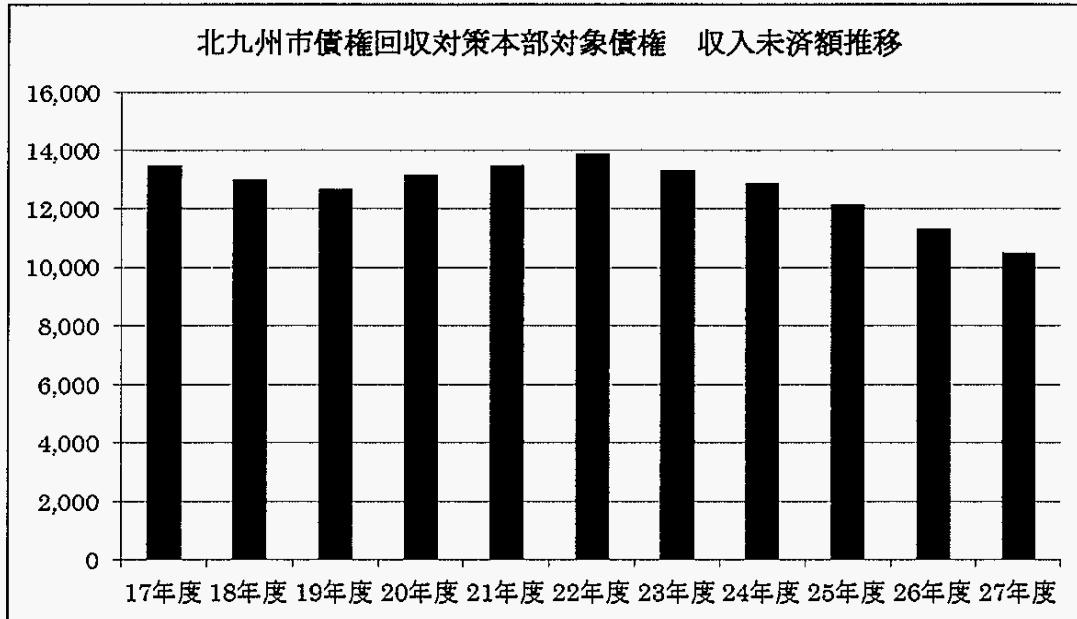
本市では、平成18年3月に「北九州市債権回収対策本部(以下、「対策本部」と記載します。)」を設置し、主要な13債権について債権管理を進め、収入率の向上と収入未済額の縮減に努めてきましたが、その他の債権でも更なる取組が必要なものもあります。

そこで、今般、対策本部が対象とする債権にとどまらず、市の有する全ての債権を対象に債権管理の統一した手続・基準を定める「北九州市債権管理条例」の制定を検討することになりました。

2 本市の滞納債権の現状

対策本部が対象とする13債権の収入未収額は、徴収努力の結果、平成23年度以降漸減していますが、未だ100億円を超えています。

(単位：百万円)



【北九州市債権回収対策本部対象債権】

市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅使用料、港湾施設使用料、水道料金、下水道使用料、市立病院診療料、奨学資金貸付金、小中学校給食費、土地区画整理事業清算徴収金

これら13債権以外にも本市は、行政財産目的外使用料や施設措置費用負担金など多種多様な債権を保有しています。

3 これまでの取組

これまで本市では、債権回収のために次の取組を行ってきました。

- ① 平成18年3月に副市長をトップに「北九州市債権回収対策本部」を設置し、主要な債権について毎年度債権回収計画を策定し、計画的に滞納整理を進めています。
- ② 平成21年1月から市税事務所において、市税と国民健康保険料、介護保険料、保育料の一部について一元的徴収を開始しました。
- ③ 弁護士及び市税事務所の徴収担当係長で構成される徴収法務研究会や弁護士による徴収アドバイザー制度を利用し、滞納整理における法的課題について研究し、徴収実務に活用しています。
- ④ 対策本部事務局による各債権所管課へのヒアリングを通じ、徴収技術指導や個別案件の滞納整理方針を決定しています。

4 課題

上記取組を進めた結果、全体としては収入未済額の減少など一定の効果がありました。次に掲げる課題が残されています。

- ① 各債権所管課における徴収事務にばらつきが見られ、統一的な手続や基準で債権管理が行われていない。
- ② 債権管理で必要とされる納付や催告の履歴、交渉経過などの情報項目がまちまちで統一化されていない。
- ③ 災害等で納付資力がない方に対する緩和措置である徴収猶予について、一部の債権で規定がなく、債権間の均衡がとられていない。
- ④ 債権管理を続けても事実上回収できる見込みがない債権が累積し、管理のための事務負担が発生しているうえ、債務者が不安定な立場に置かれている。
- ⑤ 各債権所管課間で債権に関する情報（債務者の情報）の共有化が進んでいない。

5 条例の制定方針

これまでの取組と成果、残された課題を踏まえ、次の方針を基に条例を制定します。

- ① 各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行う責任を明確にします。
- ② 債権管理に必要な管理台帳を整備することを定め、債権管理の手続・基準を統一します。
- ③ 強制徴収債権について、災害等で納付資力がない方に対する緩和措置として、徴収猶予の規定を設け、納付しやすい制度にします。
- ④ 非強制徴収債権について、債権管理を続けても事実上回収できる見込みがないものについては、厳格な要件のもとに権利を放棄できる規定を設け、債権の整理を進めることによって、回収可能な債権に注力できるようにします。
- ⑤ 債権に関して強制徴収債権が保有する個人情報、厳格な要件のもとで他の債権でも利用することができるようにします。

強制徴収債権： 税のように市自らが強制的に債務者の財産を差し押えて公売し、債権に充当することができる債権

非強制徴収債権： 市自らが強制的に債務者の財産を差し押えることができず、裁判所に訴えを提起して回収する債権

6 条例の対象債権

本市が保有する全ての金銭債権とします。

7 条例案の内容

(1) 目的

市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とします。

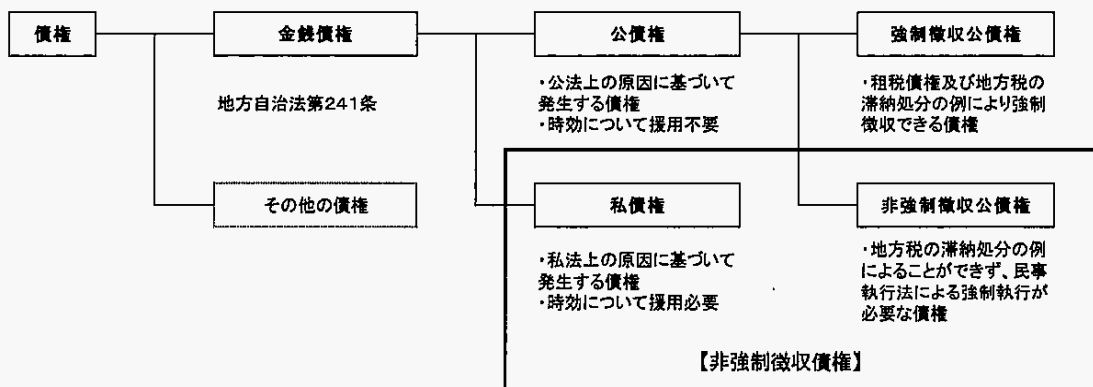
(2) 定義

条例で使用する「市の債権」、「強制徴収債権」、「非強制徴収債権」の用語について、条例上の意味を定めます。

この条例で「市の債権」とは、市が債権者として保有する金銭債権全てを指します。

市の債権には、市自らが強制的に債務者の財産を差し押えて公売し、債権に充当することができる「強制徴収債権」（市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、港湾施設使用料、下水道使用料など）と強制的に徴収するためには裁判所での手続が必要な「非強制徴収債権」（水道料金、市立病院診療料、市営住宅使用料、奨学資金貸付金など）があります。

債権の分類の定義



(3) 他の法令との関係

法令等に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理についてはこの条例により処理することを定めます。

(4) 市長等の責務

市長等（市長と企業局である上下水道局長、交通局長、病院局長）の市の債権管理についての責務を定めます。

市長等は、法令のルールに従って債権を適正に管理しなければなりません。

また、市長等は、債権全体を対象とした「債権管理方針」を定め、条例を適切に執行する義務を負うこととします。

これは、市長等の責務であると同時に、そこで働く市職員全ての責務となり、条例の目的である「公平公正な負担や健全な財政運営のための財源確保」に結びつくことを目的としています。

(5) 台帳の整備

適正な債権管理を行うためには、債権に関する正確な記録が必要で、そのための債権管理台帳の整備を義務化します。

(6) 徴収猶予

市税の制度にならい、強制徴収債権について、一定の事実が発生したことにより一時に納付することが困難な場合、申請により一定期間納付を猶予する制度を作ります。

徴収猶予が認められる事由として、次の要件を検討しています。

- ① 震災、風水害、火災その他の災害や盗難により、一時に納付することが困難な場合
- ② 本人又は生計を一にする親族の病気や負傷により、一時に納付することが困難な場合
- ③ 事業の休廃止（失業を含む）により、一時に納付することが困難な場合
- ④ 事業上の著しい損失により、一時に納付することが困難な場合
- ⑤ 上記に類する事実があった場合

(7) 債権放棄

非強制徴収債権のうち定型的な債権であって、徴収することができないものについて、厳格な要件に合致した場合は、市長の権限で債権放棄することができることを定めます。

明らかに回収の見込みがない債権を債権放棄することで、債権管理業務の効率化を図り、徴収可能な債権の回収に注力することが可能となるだけでなく、債務者にとっても法的に不安定な立場となることがなくなります。

本条例により、市長等の決定で債権放棄できることとし、この放棄の措置をとった場合、議会に報告することを義務付けます。

債権放棄が可能なものとして、次の要件を検討しています。

- ① 破産などで債務者がその責任を免れたとき。
- ② 債務者が死亡し、限定承認又は相続放棄がなされ、相続財産がないとき。
- ③ 強制執行の後、債務者が無資力で、その後相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力であり、履行される見込みがないとき。
- ④ 徴収停止後、相当の期間を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適當なとき。
- ⑤ 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができないと認められた後、相当の期間を経過してもなお著しい生活困窮状態にあり、履行される見込みがないとき。
- ⑥ 消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

限定承認： 相続人が相続する際に、被相続人の債務を相続財産の範囲内で引き継ぐことです。

相続放棄： 相続人が財産、債権債務とも全てを相続しないこととすることです。

徴収停止： 非強制徴収債権について、催告や強制執行などを行わないこととする地方自治法施行令の制度です。強制徴収債権には適用がありません。

①法人の事業休止、②債務者が所在不明、③債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないときに限定されています。

(8) 情報の利用

債務者についての各種情報を、債務者の同意を前提に、債務者の利益となる場合に限り、他の債権の整理回収に利用することができることを定めます。

市が保有する情報に関しては、広く一般的に、地方公務員法上の守秘義務が課せられています。特に、市税債権の情報については、更に厳しい地方税法上の守秘義務が課せられています。これらの守秘義務に加えて、北九州市個人情報保護条例による個人情報の保護もなされています。

したがって、債務者に関する情報は、その情報を保有するに当たって特定された利用の目的のためだけに使用すべきで、それ以外の目的に使用することはできませんが、債務者の利益になる事項については、情報の共有が有意義なこともあります。

例えば、調査によって「財産・資力がない」という情報を共有できれば、調査をした債権だけでなく、他の債権についても調査の手間を省くことがで

き、債務者にとっても、徴収停止や債権放棄などの措置を受けられることとなります。

いずれの情報についても、情報の主体である債務者個人が特別に情報を共有することを承認した場合、これらの守秘義務や情報保護は解除されることとなりますから、事前に債務者の明確な同意を得た上で、債務者に利益がある場合（債権放棄や徴収停止など）に限り、情報共有を行うことができるようにします。

(9) 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとします。

規則で定める事項は、次の内容を予定しています。

- ① 督促状を発する時期や督促状に記載する納付期限
- ② 債権管理台帳に記載する項目
- ③ 債権放棄できる債権の種類
- ④ 債権放棄する場合の「相当の期間」の定め
- ⑤ 地方自治法施行令に定める徴収停止までの期間の定め
- ⑥ 債権放棄した場合の議会への報告事項や報告時期